

記入例

年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

補助事業等実績報告書

年 月 日付け八街市指令第 号で補助金等の交付を決定された八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付事業について、八街市補助金等交付規則第12条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金等の申請額 金 円
- 2 事業の成果 水質汚濁の防止及び浄化
- 3 工事の着手年月日 年 月 日 決定通知文書の日付以降
- 4 工事の完了年月日 年 月 日 施工結果報告書の日付
- 5 添附書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算(見込み)書の写し

事業費	負担区分		
	市補助金等	その他	自己負担
円 A 補助対象工事金額	円 B 補助基準額	円 C 寄付等	円 A - (B + C)

- (3) その他 (八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第7条各号に掲げる書類)

年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

補助事業等実績報告書

年 月 日付け八街市指令第 号で補助金等の交付を決定された  
年度八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付事業について、八街市補助  
金等交付規則第12条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金等の申請額 金 円
- 2 事業の成果 水質汚濁の防止及び浄化
- 3 工事の着手年月日 年 月 日
- 4 工事の完了年月日 年 月 日
- 5 添附書類  
(1) 事業報告書  
(2) 収支決算(見込み)書の写し

事業費	負担区分		
	市補助金等	その他	自己負担
円	円	円	円

- (3) その他(八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第7条各号に掲げる書類)

補助金等交付請求書

年 月 日

八街市長 北村 新司 様

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け八街市達第 号で額を確定された 年度  
八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金等を、八街市補助金等交付規則第15条の  
規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

振込金融機関名 \_\_\_\_\_

口座番号 (普) \_\_\_\_\_

名義者 (フリガナ) \_\_\_\_\_

# 合併処理浄化槽完成検査依頼書

年 月 日

八街市長 北村 新司 様

私が、 年度八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金申請した  
合併処理浄化槽の施工工事が終了いたしましたので、完成検査を依頼します。

なお、私が不在の場合は敷地内に入り合併処理浄化槽完成検査を実施すること  
を了承します。

住 所

---

氏 名

印

---

# 浄化槽の保守点検及び清掃に関する誓約書

年 月 日

八街市長 北村 新司 様

私は、八街市から補助を受けた合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

## 記

1. 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
2. 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施

住 所

---

氏 名

---

印

(本人の直筆とすること)

様式第5号

## 浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員 (人槽) 人 (人槽)

浄化槽協会登録番号 (単・合) 第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを  
報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住所・氏名 登録番号

印

登録・届 知事( 一 ) 第 号

担当浄化槽設備士 氏名 交付番号

印

第 号

〈別表〉 チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物と汚水の停滞はないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥水位装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
	消毒設備に変形や破損はないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	しっかり固定されているか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	薬剤筒は傾いていないか。	
	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ブローの設置、稼働状況	坊振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約	有 保守点検業者名	
	無 登 録 番 号	
放 流 先	有	
	無 蒸発拡散	

【記入例】

浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）は、甲が管理する浄化槽の保守点検・清掃及び浄化槽法に規定する検査（以下「法定検査」という。）について次の条項により契約を締結し、乙及び丙はこれを誠実に履行するものとする。

（契約の対象施設）

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- 一 浄化槽の設置場所 千葉市中央区中央港一丁目11番1号（名称 <アパート・事務所などの場合>）
- 二 浄化槽の型式 単独・合併 嫌気ろ床方式・メーカー (株) 浄化槽メーカー
- 三 浄化槽の規模 5人槽 容量 2.4 m3
- 四 処理目標水質 放流水BOD 2.0mg/l 以下・BOD除去率 90%以上

（業務内容及び実施）

第2条 乙は、浄化槽法（以下「法」という。）第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検について、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、次の作業及び事務の代行を行うものとする。

- 一 甲に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言する。
- 二 法第10条の2第1項に規定する浄化槽の使用開始報告書を所管行政機関に提出する。
- 三 法定検査の受検手続を行う。
- 四 丙に対し、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、必要な指示を行う。

2 乙が保守点検を実施したときは、別に示す「浄化槽保守点検記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽保守点検記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲乙各自3年間保存するものとする。

3 丙は、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、規則第3条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、清掃を実施したときは、別に示す「浄化槽清掃記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽清掃記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲乙各自3年間保存するものとする。

（委託料）

第3条 保守点検の委託料(法定検査手数料を含む。以下同じ。)は、〇〇〇〇〇円とし、その内訳明細は、委託料金内訳明細書のとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、主要部品の取替修繕又は天災その他による補修等の必要が生じたときの費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定める。
- 3 保守点検委託料の支払いは、契約締結時を原則とする。ただし、甲の申出により別に期日を定める場合は、この限りでない。
- 4 清掃委託料は作業終了の後、請求に基づき、甲が丙に支払うものとする。
- 5 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、甲が乙又は丙に支払うものとする。

（情報提供に対する同意）

第4条 甲は、法定検査の実施機関が、法定検査の結果を、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図るために利用することを目的として、乙並びに県及び市町村の関係行政機関に提供することを承諾するものとする。（損害賠償）

第5条 乙又は丙が行う作業上の行為により甲に損害を与えた場合は、乙又は丙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙又は丙が正当な理由が無くこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が浄化槽法及び同法に関連する法令に違反し、浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
- 二 丙が市町村の浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 契約を解除したときは、乙は、既に支払いを受けた料金の全部又は一部を返還するものとする。

（契約の期間）

第7条 この契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙から申出のないときは、さらに1年間継続するものとする。以後もこの例によるものとする。

（協議事項）

第8条 契約書の内容に疑義が生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、甲及び乙が各1通を保有し、丙は複製を保有する。

令和 5年4月1日

甲（浄化槽管理者） 住所 千葉市中央区中央港一丁目11番1号

氏名 環境太郎 ㊞

電話 043-245-4222

乙（浄化槽保守点検業者） 住所 千葉市中央区中央港一丁目11番1号

氏名 (株) 環境保全 代表取締役 ㊞

電話

登録番号 水保第119号

丙（浄化槽清掃業者） 住所 千葉市中央区中央港一丁目11番1号

氏名 (株) 環境保全 代表取締役 ㊞

電話 043-245-4222

〇〇市許可番号 第〇〇号

保守点検委託料金内訳明細書

委託料金の内訳は、下記のとおりとする。

甲から乙に支払う金額

(1) 保守点検費	5人槽	〇〇〇〇〇円	×	〇回	=	〇〇〇〇〇〇円	(税抜き金額)
(2) 浄化槽の法定検査(法第11条)手数料				1回	=	5,000円	(非課税)
						合計	〇〇〇〇〇〇円

甲から丙へ支払う金額

(3) 清掃作業費	(①又は②の金額)						
	① 5人槽	〇〇〇〇〇〇円	×	1回	=	〇〇〇〇〇〇円	(税抜き金額)
	② m3単価						(税抜き金額)

※ 保守点検は、法第10条及び規則第6条に基づき、〇か月ごとに〇回とし、浄化槽管理士を派遣して行う。

※ 清掃は、法第10条に基づき年に1回、行うものとする。ただし、全ばっ気方式にあってはおおむね6ヶ月に1回以上とする。

※ 保守点検費及び清掃作業費には別途消費税がかかります。

(注) 清掃作業費は①もしくは②を記入します。②は汚泥引き抜き量をあらかじめ決めることができない場合を想定しています。



## 浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）は、甲が管理する浄化槽の保守点検・清掃及び浄化槽法に規定する検査（以下「法定検査」という。）について次の条項により契約を締結し、乙及び丙はこれを誠実に履行するものとする。

（契約の対象施設）

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- 一 浄化槽の設置場所 (名称 )
- 二 浄化槽の型式 単独・合併 方式・メーカー
- 三 浄化槽の規模 人槽 容量 m<sup>3</sup>
- 四 処理目標水質 放流水BOD mg/l 以下・BOD除去率 %以上

（業務内容及び実施）

第2条 乙は、浄化槽法（以下「法」という。）第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検について、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、次の作業及び事務の代行を行うものとする。

- 一 甲に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言する。
- 二 法第10条の2第1項に規定する浄化槽の使用開始報告書を所管行政機関に提出する。
- 三 法定検査の受検手続を行う。
- 四 丙に対し、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、必要な指示を行う。

2 乙が保守点検を実施したときは、別に示す「浄化槽保守点検記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽保守点検記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲乙各自3年間保存するものとする。

3 丙は、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、規則第3条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、清掃を実施したときは、別に示す「浄化槽清掃記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽清掃記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲乙各自3年間保存するものとする。

（委託料）

第3条 保守点検の委託料(法定検査手数料を含む。以下同じ。)は、〇〇〇〇〇円とし、その内訳明細は、委託料金内訳明細書のとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、主要部品の取替修繕又は天災その他による補修等の必要が生じたときの費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定める。

3 保守点検委託料の支払いは、契約締結時を原則とする。ただし、甲の申出により別に期日を定める場合は、この限りでない。

4 清掃委託料は作業終了の後、請求に基づき、甲が丙に支払うものとする。

5 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、甲が乙又は丙に支払うものとする。

（情報提供に対する同意）

第4条 甲は、法定検査の実施機関が、法定検査の結果を、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図るために利用することを目的として、乙並びに県及び市町村の関係行政機関に提供することを承諾するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙又は丙が行う作業上の行為により甲に損害を与えた場合は、乙又は丙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙又は丙が正当な理由が無くこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 乙が浄化槽法及び同法に関連する法令に違反し、浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。

二 丙が市町村の浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 契約を解除したときは、乙は、既に支払いを受けた料金の全部又は一部を返還するものとする。

（契約の期間）

第7条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、この契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙から申出のないときは、さらに1年間継続するものとする。以後もこの例によるものとする。

（協議事項）

第8条 契約書の内容に疑義が生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、甲及び乙が各1通を保有し、丙は複製を保有する。

年 月 日

甲（浄化槽管理者） 住所

氏名 ⑩

電話

乙（浄化槽保守点検業者） 住所

氏名 ⑩

（法人にあっては事業所名及び代表者氏名）

電話

登録番号 第 号

丙（浄化槽清掃業者） 住所

氏名 ⑩

（法人にあっては事業所名及び代表者氏名）

電話

市許可番号 第 号

保守点検委託料金内訳明細書

委託料金の内訳は、下記のとおりとする。

甲から乙に支払う金額

(1) 保守点検費	人槽	円 × 回 =	円 (税抜き金額)
(2) 浄化槽の法定検査 (法第11条) 手数料		円 × 1回 =	円 (非課税)
合計			円

甲から丙へ支払う金額

(3) 清掃作業費 (①又は②の金額)			
	① 人槽	円 × 回 =	円 (税抜き金額)
	② m <sup>3</sup> 単価	円 (税抜き金額)	

※ 保守点検は、法第10条及び規則第6条に基づき、〇か月ごとに〇回とし、浄化槽管理士を派遣して行う。

※ 清掃は、法第10条に基づき年に1回、行うものとする。ただし、全ばっ気方式にあってはおおむね6ヶ月に1回以上とする。

※ 保守点検費及び清掃作業費には別途消費税がかかります。

# チェックリスト及び注意事項

設置場所	八街市
申請者	邸

八 街 市

## 施工写真チェックリスト

- 設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げ、地縄張りがしてある写真  
(敷地整理完了後、浄化槽の設置位置に縄または白線(石灰等)を引いた写真)
- 掘削後の写真
- 栗石の厚みのわかる写真  
(栗石のつき固めが終了後、厚みがわかるようスケールとともに写す。)
- 目つぶし・つき固め後、配筋の状況がわかる写真  
(ランマー等の道具を入れ、スケールをあてピッチも併せて写す。)
- 擁壁が必要な場合は、その写真  
(配筋・結束の状況がわかる写真。中間検査後コンクリートを流した後の高さ、厚みがわかる写真)
- 上部を駐車場等にする場合で支柱が必要な場合は、その写真  
(配筋・結束の状況がわかる写真・中間検査後コンクリートを流した後の写真。ただし耐圧の評定を受けている浄化槽を設置する場合は必要ありません。)
- 中間検査時の写真  
(※ 市役所職員立ち会いの写真。)
- コンクリートを打った写真  
(コンクリートの厚みがわかるようスケールとともに写す。)
- 設置場所にある浄化槽本体の写真
- 据え付けの写真  
(水準器にて水平を確認しつつ、水張りをしていることがわかるように写す。)
- 埋め戻し作業の写真 ※1枚で撮れない場合は、2枚以上で撮ること  
(水準器にて水平を確認しつつ、石等が入っていない土砂で、水じめ、つき固めを行っていることがわかるように写す。)
- 上部スラブの砕石と配筋状況(補強筋等)がわかる写真  
※ この写真が無い場合は、破壊検査等を実施する場合があります。
- 上部スラブコンクリート打設の写真  
(コンクリートの厚みがわかるようスケールとともに写す。)
- かさ上げをした場合は、最高の高さが30cm以下であることがわかる写真。
- 配管・インバート升設置状況の全景写真  
(起点・屈曲点・合流点にインバート升を設置する。)
- 起点升・屈曲升・合流升等の写真  
(升の内部に水準器を入れ写す。)

- 単独処理浄化槽設置状況写真  
(設置場所及び設置状況がわかるように、周囲の風景を入れて写すこと。)
- 単独処理浄化槽の汚泥引き抜き作業の写真
- 消毒作業の写真
- 単独処理浄化槽の解体又は、掘上げ作業の写真
  - 解体する場合は、解体後撤去する部分と残置する部分の写真
  - 掘上げる場合は、掘上げた浄化槽全体の写真
- 浄化槽撤去後の写真  
(一部埋め戻しの場合は、底を抜いている作業がわかるもの。)
- 埋め戻し作業の写真  
(同じ場所に合併処理浄化槽を設置する場合は、必要ありません。)
- 埋め戻し後、作業完了の写真  
(同じ場所に合併処理浄化槽を設置する場合は、必要ありません。)

以上の写真を通常補助の写真と共に実績報告書に添付して下さい。

## 注 意 事 項

- ・みず糸やピンポールを使用し高さや厚みがわかるようにし黒板に明示すること。
- ・目盛りが確認できるように撮ること。1枚で撮れない場合は2枚(全体・近距離)にして撮ること。
- ・深基礎の場合は、深基礎の底がわかるように掘削し、G Lから深基礎の底までスケールをあて深さがわかるように撮ること。
- ・各マスの写真は、マス内部(インバート部分)に水準器を入れ、黒板にマスのナンバーを記載し撮ること。
- ・中間検査時に栗石の厚みを確認するため、一個所堀らしていただきます。
- ・写真は鮮明なものを提出してください。
- ・マニフェストは排出元(申請者の住所、名前等)がわかるようにしてください。